原判決を破棄する。 被告人を懲役八月に処する。

この裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

原審及び当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

理由

本件各控訴の趣意は、検察官伊藤栄樹及び弁護人宮本正美作成の各控訴趣意書に記載してあるとおりであり、検察官の控訴趣意に対する答弁は弁護人宮本正美作成の答弁書に記載されたとおりであるから、いずれもこれを引用し、これに対して当裁判所はつぎのとおり判断する。

弁護人の控訴趣意第一点について。

論旨は要するに、原判決は、判示第一において、被告人が先行車両の動静を注視し、同車後方で一時停止して右先行車両の発進をまつて進行する等自車進路の安全を期して運転すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠つたため、急制動の措置をとるに至り、その衝撃によつて被害者Aに原判示の傷害を負わせた旨認定しているが、被告人は、先行車両が突然右折の合図を出して停車したため、やむを得ず急制動の措置をとらざるを得なくなつたものであつて、原判決は右の点についての審理を十分尽しておらず、理由不備の違法があるというのである。

しかし記録を精査して検討すると、原判決挙示の証拠によれば、原判示の右認定 を十分肯認することができる。すなわち、右証拠ことに原審証人A、同Bの各供 司法巡査及び検察官作成の各実況見分調書並びに被告人の検察官に対する各供 述調書を総合すると、被告人はタクシーの運転手であるが、原判示の日時に、原判示の場所で、女客四名をタクシーに乗せ、時速約一五キロメートルで進行していた ところ、約一〇メートル前方を先行中の普通貨物自動車が進路前方の交差点の手前 で右折のため停止したのを認めた。ところが、同所は道路の幅員が片側約五メート ルで、かつ当時道路左側に駐車している車両があつたため、右先行車両と駐車車両 との間を自車が通り抜けるのが困難なほど狭くなつていたのに、被告人は容易にそ の間を通過できるものと軽信して前記速度のまま進行し、先行車両の後方約三メー トルまで接近してその左側方を通過しようとしたため、前記先行車両に衝突する危険を生じ、急激にハンドルを左に転把するとともに急制動の措置をとつたけれども、その衝撃が急激であつたため、自車の助手席に乗つていた客のAの額をフロン トガラスの上に取りつけてあつた無線予約用プラスチツク器具に打ち当てさせ、そ の結果加療約六か月半を要する頚椎捻挫等の傷害を負わせたことが認められる。前 掲証拠のほか原審で取調べたすべての関係証拠を検討しても、右認定を覆えすに足 りない。そこで右に認定した事実に徴すれば、被告人に原判示のような過失の存す ることは明らかであつて、所論にかんがみさらに記録を精査しても、原判決に所論 のような審理不尽及び理由不備の違法があるとは認められない。それで論旨は、理 由がない。

弁護人の控訴趣意第二点について。

論旨は要するに、原判決は判示第二において、被告人が道路交通法七二条一項前段所定のいわゆる救護義務を尽さなかつた旨認定しているが、同法条は、路上において自動車の外部で発生した人身事故等の交通事故を主な対象とする規定であるから、本件のように車内で生じた軽微な事故にまで適用すべきではないと解される。そこで、原判決には、前記法条の解釈適用を誤つた違法があるというのである。

害者が被告人に対して医師の診療を受けることを拒絶した等の事実も認められない。

所論は、本件は車内で生じた軽微な事故であるから前記法条を適用すべきでない旨主張するけれども、車内において発生した負傷事故であつても、右法条の適用がないとはいえず、同法条が、路上において自動車の外部で発生した人身事故等の交通事故を主な対象とした規定であるというのは独自の見解であつて採用できない。また、被告人が被害者に対し前記のようなメモを渡したことで右法条所定の義務を尽したものともいえない。そうだとすると、被告人は道路交通法の前記法条の定める義務に違反したものであつて、原判決に所論のような違法はないといわなければならない。それで論旨は、理由がない。

弁護人の控訴趣意第三点について。

論旨は、原判決の量刑不当を主張するものであるが、本件についての当裁判所の 量刑上の判断は、後記の破棄自判の所で示すので、所論に対する判断は省略する。 検察官の控訴趣意について。

論旨は要するに、原判決が本件公訴事実中、起訴状第二の二記載の報告義務違反の点について被告人に無罪を言い渡したのは、法令の解釈適用を誤つたもので、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであるというのである。

そこで記録を調査すると、原判決は、「被告人は、昭和四七年一二月六日午後二時ころ、東京都渋谷区ab丁目c番d号付近道路において、普通乗用自動車を運転中、自車の同乗者Aに傷害を負わせる交通事故を起したのに、その事故発生の日時、場所等法律の定める事項を、直ちにもよりの警察署の警察官に報告しなかつたものである。」との公訴事実につき、証拠上右の事実を認めることができるとしながら、被告人は本件事故について、所定の事項を警察官に報告する義務がなかつたとして、その理由をつぎのとおり判示する。

そして、原判決が無罪とした報告義務違反の点は、原判決が有罪とした各事実とともに併合罪として一個の刑により処断されるべき関係にあるから、刑訴法三九七条一項、三八〇条により原判決を全部破棄することとし、同法四〇〇条但書によ

り、当裁判所においてさらにつぎのとおり判決する。

(罪となるべき事実)

原判決が罪となるべき事実として認定した事実のほか、「第三、右第一記載の日時に、同記載の場所において、自己の運転する自動車の交通による事故のため、右Aに傷害を負わせたのに、その事故発生の日時・場所等法令の定める事項を直ちにもよりの警察署の警察官に報告しなかつたものである。」を付加する。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

(裁判長裁判官 浦辺衛 裁判官 環直彌 裁判官 内匠和彦)